

滋賀県産業廃棄物税条例について

1 これまでの経過

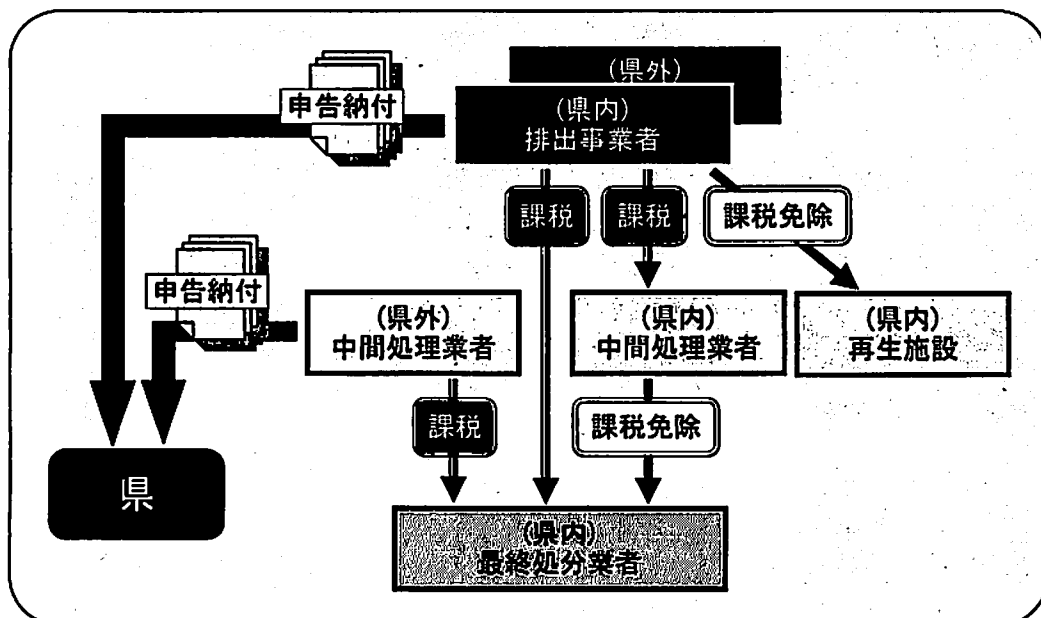
- ① 資源循環型の社会づくりに向け、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取組を推進するため法定外目的税として平成 16 年 1 月から施行した。
- ② 施行後 5 年を目途とする見直しを定めた条例付則により、平成 20 年度に条例の規定を検討し、導入時の制度を維持することとし、更に 5 年後を目途に検討を行うよう条例付則を改正した。
- ③ 平成 25 年度は 5 年後となることから条例付則に基づき改めて産業廃棄物税の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案のうえ、税の必要性や課税方式などについて検討を実施した。

【参考 滋賀県産業廃棄物税の制度】

納税義務者	排出事業者（県外の間処理業者を含む）
課税方式	申告納付
課税客体	県内中間処理施設または県内最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	産業廃棄物の搬入重量（トン）
免税点	1事業所あたり 年間500トン
税率	1トンにつき 1,000円
課税免除	・再生施設（※）への搬入 ・他の課税団体との二重負担調整 等

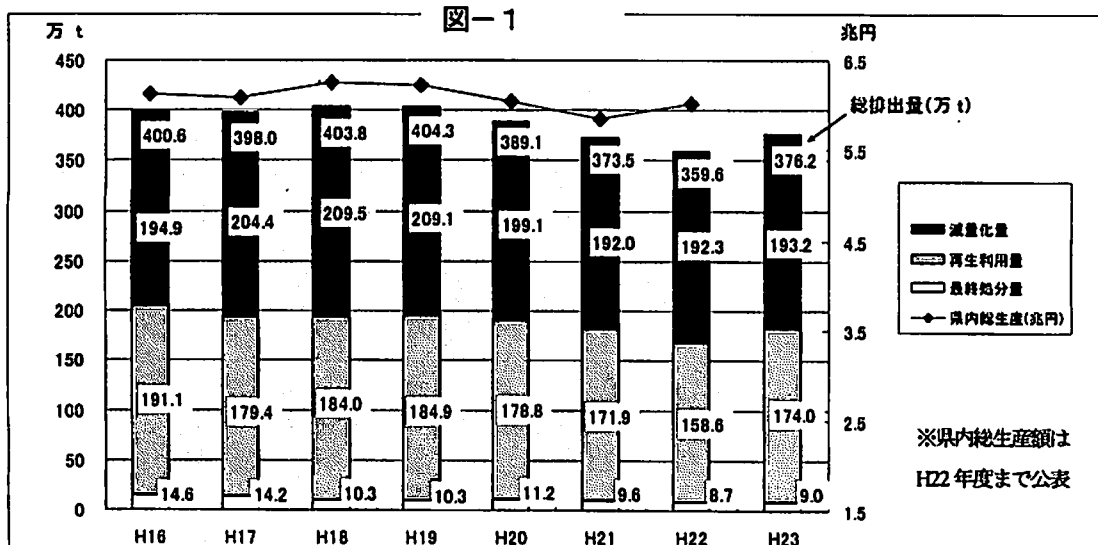
※再生施設…中間処理施設等で、再生率（中間処理後の搬出に占める有償譲渡または自己利用の割合）が90%以上の施設

概念図



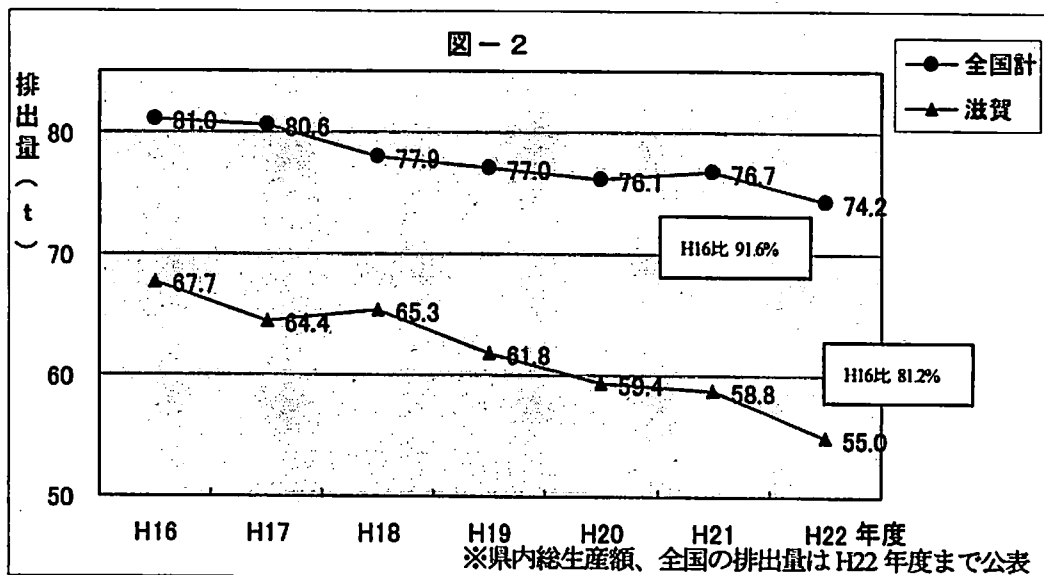
2 本県の産業廃棄物の処理状況等

(1) 産業廃棄物の総排出量、処理内訳等の推移



総排出量は、平成 17 年度に減少した後、平成 18～19 年度に増加している。また、平成 20 年度以降減少していたが平成 23 年度には増加している。この間、県内総生産も同様の傾向を示しており、県内総生産と総排出量に相関関係が窺える。

(2) 県内総生産 1 億円当りの排出量 (全国比較)



産業廃棄物の総排出量・最終処分量等は、図-1 のとおり県内総生産と相関関係があり、景気動向 (産業活動規模) 等の影響を排除するため県内総生産 1 億円当りの排出量を求め、全国と比較を行った。結果、本県の排出量の減少比率 (対 16 年度比) は全国を上回っており、一定の誘因効果があると考えられる。

(3) 最終処分率の推移

表-1 (最終処分量 / 総排出量 %)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
最終処分率 (%)	3.64	3.57	2.55	2.55	2.88	2.57	2.42	2.39

最終処分率は制度導入以来減少傾向にあり、中間処理による減量にも一定の誘因効果があると考えられる。

(4) 税収と使途

税収を積み立てた滋賀県産業廃棄物発生抑制等推進基金の残高および税収額などの状況は次のとおりである。

表-2

単位(千円)

	平成20年度	21年度 ※1	22年度	23年度	24年度
基金期首残高	152,047	138,971	118,034	74,548	79,651
税収額	71,814	72,410	45,361	38,683	43,239
直接徴税経費 ※2	177	181	152	191	352
基金利子	1,285	763	456	251	225
使途事業執行額	85,998	93,929	89,151	33,640	22,401

※1 平成21年度税収は過年度還付額を控除した後の金額

※2 直接徴税経費は、郵送料・印刷費等

税収は、県内の産業廃棄物の発生抑制や再利用その他適正処理を促進するための費用に充てている。

《主な使途事業》

- ・産業廃棄物減量化技術研究開発事業
- ・廃棄物の資源化仲人事業
- ・産廃不法投棄防止対策事業
- ・民間事業者循環資源活用施設整備支援事業
- ・クリーンセンター滋賀周辺整備事業(H23年度まで)

3 今後の考え方

(1) 税の必要性

産業廃棄物の処理状況等を踏まえ以下の観点から、今後も産業廃棄物税を継続する。

- ① 本県の第三次廃棄物処理計画では、経済成長予測等を踏まえて、平成27年度の最終処分量10万tを目標としており、これを達成するために産業廃棄物税の果たす役割は大きい。
- ② 使途事業については、産業廃棄物の減量化に向けて、設備整備への支援などにより短期間で効果がでるような事業や、新たな技術開発により将来的に産業廃棄物の発生抑制や減量化・資源化に貢献する事業を、今後も継続して実施する必要がある。

なお、課税方式、免税点、税率、課税免除について、施行から10年目を迎え現行制度が定着している事に加え、以下の観点から現行制度を維持する。

(2) 課税方式

排出事業者が自ら申告し納付する現行方式は、排出者責任を明確化できることから、最終処分業者が排出事業者や中間処理業者から特別徴収して納入する方式に比べて、排出事業者に排出抑制を意識づける効果が大きい。

(3) 免税点および税率

- ① 税制度設計時に、税の公平性、資源化への誘導効果、中小企業育成などの観点から、課税割合(課税対象排出量が全排出量に占める割合)が概ね6割を超えるよう免税点を設定した。この課税割合は、直近データ(平成23年度)でも同程度を維持している。

- ② 法定外目的税は、流通に重大な障害を与えないことが要件とされており、同様な税を課税する他の地方公共団体の税率（1トあたり1000円が基本）との均衡を図る必要がある。
- ③ 使途事業に要する経費は現行の免税点・税率による税収で確保できている。

(4) 再生に係る課税免除

再生に係る課税免除については、排出事業者の再生施設への搬入を誘導し、産業廃棄物の再生利用の促進に大きな役割を果たしている。

4 その他

今後、さらに5年後を目途として、条例の施行状況、社会情勢の推移を勘案して見直しの検討を行うこととし、平成26年2月議会に付則の改正を提案予定。

《 参 考 》

今回の検討において、学識経験者から意見を伺っており、主なご意見は以下のとおり。

○同志社大学法学部 田中治教授

- ・産業廃棄物税は、廃棄物の発生抑制や有効利用といった政策目的を実現するための有効な手段である。
- ・課税方式は、排出事業者の意識に訴える（排出事業者）申告方式が適切と考える。

○滋賀県立大学環境科学部 金谷健教授

- ・税収が少なくなっても、目的とする産業廃棄物の発生抑制等の効果が認められれば、行政の負担も減少する事をふまえて、税の存続を考えるべきである。